

下記の病気については、登園停止になり「治癒証明書」が必要です。

疾病名	治癒の目安(保護者用)
・インフルエンザ (鳥および新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。
・百日咳	特有の咳が消失するまで。また5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
・はしか(麻疹)	解熱後3日を経過するまで
・ウイルス性肝炎	主要症状が消退し肝機能が正常化した時
・おたふく風邪(流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
・三日はしか(風疹)	発疹が消失するまで
・水ぼうそう	すべての発疹がかさぶたになるまで
・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎	治癒するまで
・プール熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
・髄膜炎菌性髄膜炎 ・溶連菌感染症 ・流行性嘔吐下痢症 ・感染症胃腸炎 ・マイコプラズマ肺炎 ・ヘルペス性歯肉口内炎 (単純ヘルペス感染症)	主症状が消失し、医師が登園しても差し支えないと認めた時

下記の病気については、登園停止になり「治癒証明書」は不要です。

・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・りんご病(伝染性紅斑) ・突発性発疹	主症状が消失し、医師が登園しても差し支えないと認めた時
・とびひ ・水いぼ	他人への感染の恐れがないと医師が認めた時

感染症について

はな保育園

保育園では、病児保育は行っておりません。感染症と診断されましたら、保育園はお休みしていただきます。

治癒証明書の提出、または医師の判断により登園が可能となります。

流行時には、保育園でも体調に気を付けて保育を致しますが、感染症の疑いがある時は速やかに保護者に連絡いたしますので、早めの受診をお願い致します。

送迎する保護者が感染症に罹り、お子様を送迎の際は玄関の外にて対応させていただきます。

* 下記の証明書を医療機関にて記入して頂き保育園に提出してください。

_____ キ _____ リ _____ ト _____ リ _____ セン _____

はな保育園

治癒証明書

氏名

令和

年

月

日

病名

上記疾患は軽快し、他への感染の恐れがなくなり集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名